

育てましょう！ みんなの条例

自治基本条例に関するQ&A

先月号からスタートした、自治基本条例をみんなで考えるシリーズ

今回は、今なぜ自治基本条例が必要なのか、自治基本条例の内容はどのようなものか

Q & A方式でお知らせします

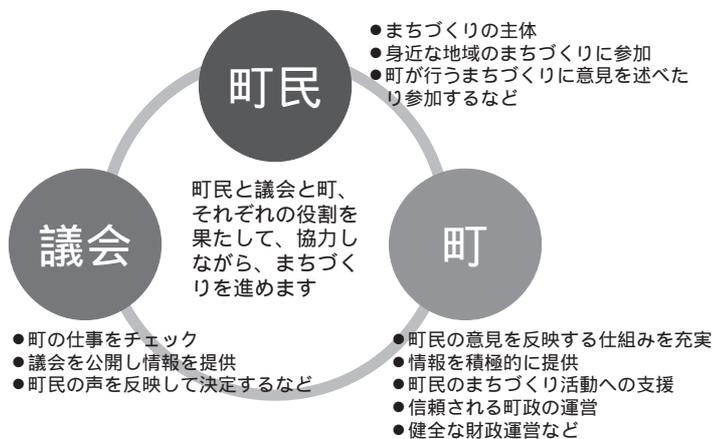
Q

自治基本条例って何？

A

「まちの憲法」にあたります

自治基本条例は、聞き慣れない言葉で難しく感じるかもしれませんが、町政運営の基本的なきまりを定めた最高規範と位置付けられる条例で、町民・議会・議員・町(町長・職員)それぞれが一緒にまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めるものです。具体的には、住民自治を進めるにあたっての根本的な考え方や目標、まちづくりの基本理念と「情報共有」「自助・共助・公助」「参画と協働」の3つからなるまちづくりの基本原則、町民・議会・町のそれぞれの町政を進めていくうえでの役割や責務、そして町民の町政への参画と協働の仕組みなどを定めています。



Q

なぜ、自治基本条例が必要なの？

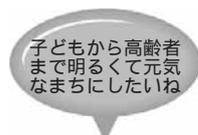
A

上富良野町らしい自治のあり方を明確にするためです

平成12年の地方分権一括法の施行により、国と自治体は対等の関係とされ「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」ことが求められ、自治体の果たす役割と責任が大きくなりました。少子高齢化・人口減少の時代を迎え収入(税金)の減少と支出(サービス)の増加が考えられる中、限られた財源の中で、町民みんなが納得できる選択をしていくことが重要です。そのため、町では、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにし、そのためのルールを条例という形で定めておく必要があると考えています。

背景	地方分権改革による役割と責任の増大	少子高齢化・人口減によるサービスの増加 *総人口 H17 12,352人 → H30 11,508人 65歳以上 H17 2,733人 → H30 3,911人 15歳未満 H17 1,762人 → H30 1,319人
課題	自己決定・自己責任に基づく町政運営の確立	厳しい財政・行政主導・行政依存 ~ 限界 「あれもこれも」から「あれかこれか」へ
方向	住民自治の充実	参加と協働のまちづくり ①身近な地域の活動へ参加 ②町政へ参加

●まちづくりの基本原則 「情報共有」「自助・共助・公助」「参画と協働」
●町民・議会・町の役割と責務の明確化 ●町民の町政への参画と協働の仕組みなどの体系化



まちづくりを進める基本ルール『自治基本条例』

